

離職するじん肺有所見者のための ガイドブック

～主としてじん肺管理区分 2 又は 3 (イ又はロ)
の決定を受けている方のために～

厚生労働省

Ⅲ じん肺健康診断とじん肺管理区分、健康管理手帳

(ポイント)

1. じん肺の健康管理のために、じん肺法に基づくじん肺健康診断があります。
2. このじん肺健康診断の結果に基づき、じん肺管理区分が決定されます。
3. 粉じん作業に従事した事業場に勤務している間は事業者によりじん肺健康診断が実施されます。
4. 離職後は、本人自らじん肺についての健康診断を受け、じん肺管理区分の決定申請をすることができます。(随時申請)
5. じん肺管理区分が管理2である方が離職される場合、若しくは離職している場合は、都道府県労働局に申請すれば健康管理手帳が交付され、肺がんに関する検査を無償で受けることができます。
6. じん肺管理区分が管理3(イ又はロ)である方が離職される場合、若しくは離職している場合は、都道府県労働局に申請すれば健康管理手帳が交付され、じん肺健康診断を無償で受けることができます。
7. 離職後に随時申請でじん肺管理区分が管理2又は管理3(イ又はロ)となった方も健康管理手帳の交付を受けられます。

粉じん作業に従事した事業場に勤務している間は、定期的にじん肺健康診断が行われ、じん肺管理区分の決定に関する手続きも事業者が行いますが、退職後は本人自ら自己のじん肺の状態を把握していく必要があります。

こうした点を踏まえ、粉じん作業に従事したことのある方は、体調に変化があったときなど、いつでも、じん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分の決定申請を行うことができることになっています。これを随時申請といいます。

なお、じん肺健康診断の内容とじん肺管理区分の関係については資料2、資料3をご覧ください。

<じん肺管理区分について>

じん肺の管理区分は、管理1、管理2、管理3イ、管理3ロおよび管理4の5段階に分かれています。管理1は、じん肺の所見がないという区分ですが、管理2以上は、じん肺の所見があるということを示しており、数字が大きくなるに従いじん肺が進行していることになります。

また、管理2以上の所見を有する方のじん肺の管理区分は、かかりつけの病院等の医師が判断するのではなく、エックス線写真とじん肺健康診断結果証明書等を住所地の都道府県労働局長に提出し、都道府県労働局において、地方じん肺診査医による審査を行って、都道府県労働局長により管理区分が決定されることになっています。(管理区分の申請について不明の点は、都道府県労働局労働基準部労働衛生課又は安全衛生課へお問い合わせください。また、必要な書類が整っていれば管理区分の決定申請は、郵送でも構いません。)

これらのことを図にして整理したのが、(参考3) じん肺法のあらましのところにある図3です。

管理4と決定された場合には、療養をすることになっており、最寄りの労働基準監督署で所定の手続をと

れば、労災保険（後述）により、必要な休業中の補償や治療費の給付が行われます。また、管理2、管理3イおよび管理3ロと決定された場合でも、肺結核や続発性気管支炎などの合併症にかかり療養が必要であると認められた場合には、同様の補償などが行われます。なお、都道府県労働局長のじん肺管理区分決定に不服がある方は、厚生労働大臣に対して、不服審査請求を行うことが出来ることになっています。

<健康管理手帳について>

じん肺管理区分が管理2又は管理3（イ又はロ）の決定を受けている離職予定の方、じん肺管理区分が管理2又は管理3（イ又はロ）の決定を受けて既に離職している方、離職した後に随時申請でじん肺管理区分が管理2又は管理3（イ又はロ）の決定を受けた方には、労働安全衛生法に基づく「健康管理手帳」が交付され、都道府県労働局と委託契約を結んでいる医療機関で、無料で定期的に年1回管理2の方は肺がんに関する検査を、管理3（イ又はロ）の方はじん肺健康診断を受けることができるようになっています。

健康管理手帳の交付は、本人が都道府県労働局長に対して申請するようになっています。退職後の健康管理に役立ちますから、該当する方はぜひ申請して健康管理手帳の交付を受けてください。

<じん肺管理区分決定の申請手続（随時申請）>

1 提出書類等

じん肺管理区分決定の随時申請に必要な書類等は次の3つです。申請に必要な書類は、この冊子や様式集に載っている様式をコピーしてご使用ください。

① じん肺管理区分決定申請書様式第6号（じん肺法施行規則第20条関係）<41ページ>（記入例<42ページ>）。なお、様式第6号の「事業の種類」の記入に当たっては、<43ページ>の日本標準産業分類の表中の「中分類」から選択して記入してください。）

② 胸部エックス線写真（医療機関から借りて提出してください。）

③ じん肺健康診断結果証明書様式第3号（じん肺法施行規則第20条関係）<38ページ>

（この他、参考となる資料を添付することもできます。）

このうち、①の申請書には、過去が一番近い時点で、粉じん作業についていた事業場の事業者、粉じん作業に常時従事していた証明をしてもらう必要があります。しかし、たまたまその事業所がなくなってしまっているときには、一緒に働いた同僚などによって、以前にその事業場で粉じん作業に従業していたという証明をもらい、その証明になる書類を添える必要があります。

また、じん肺の健康管理手帳の交付を受けている方または以前にじん肺管理区分の決定を受けたことのある方は、この証明を省略することもできます。

2 申請先

・ 住所地を管轄する都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課

じん肺管理区分決定の申請について不明の点は、都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課にお問い合わせください。

＜健康管理手帳の申請手続＞

1 提出書類等

- ① 健康管理手帳交付申請書様式第7号（労働安全衛生規則第53条関係）＜44ページ＞
- ② じん肺管理区分が、管理2又は管理3（イ又はロ）と決定された決定通知書（様式第4号又は様式第5号）（じん肺法施行規則第16条又は第17条関係）＜39、40ページ＞の写し

2 申請先

- ・粉じん作業に従事していた事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課（なお、離職後には住所地を管轄する都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課）

健康管理手帳で健康診断を受けることのできる医療機関や、受けることのできる時期などは、健康管理手帳の交付後に通知されます。

健康管理手帳の交付申請について不明の点は、都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課にお問い合わせください。

(参考3) じん肺法のあらまし

じん肺法は、じん肺に関する健康管理のための法律で、じん肺健康診断、じん肺管理区分およびじん肺管理区分に応じて事業者のとるべき措置等が規定されています。その概要は次のとおりです。

(1) じん肺健康診断

事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者に対してじん肺健康診断を実施しなければなりません。定期に行われるじん肺健康診断は、じん肺の所見のない場合は3年に1回、じん肺の所見のある場合は1年に1回の頻度となっています。(表)

(表) じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3(イ、ロ)	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3(イ、ロ)	1年以内ごとに1回

(2) じん肺管理区分の決定

事業者は、じん肺健康診断を行った結果、じん肺の所見のある労働者について、エックス線写真とじん肺健康診断結果証明書を都道府県労働局に提出することになっています。都道府県労働局においては、地方じん肺診査医により審査が行われ、その労働者についてのじん肺管理区分が決定され、事業者へ通知されます。(図3)

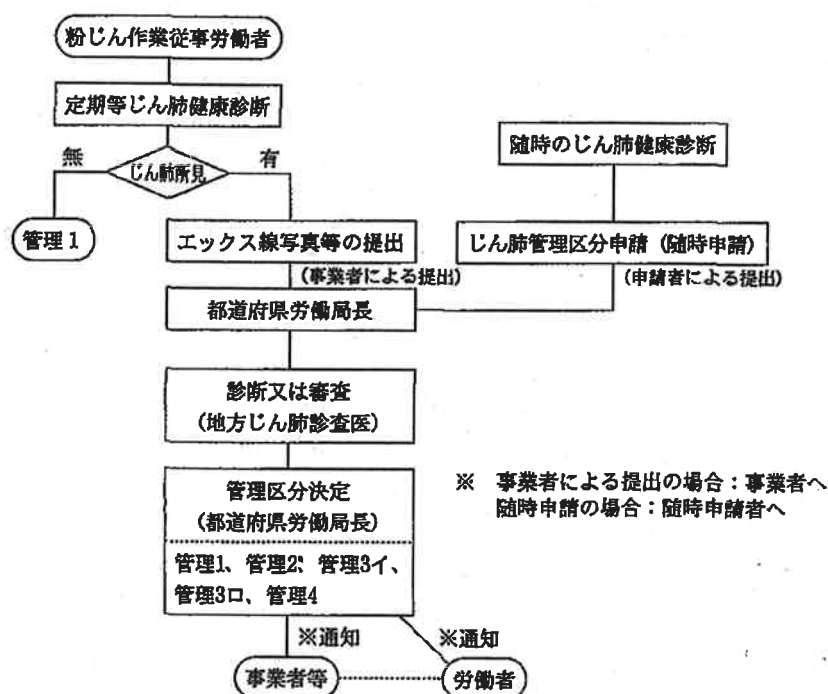


図3 じん肺管理区分決定の流れ

(3) 事業者のとりべき措置

使用する労働者のじん肺管理区分の決定通知を受けた事業者は、じん肺管理区分を労働者に通知しなければなりません。

また、管理2および管理3イと決定された労働者については、就業場所を変更したり、粉じん作業に従事する時間を短縮するなど粉じんにさらされる度合いを減らすように努力しなければなりません。

さらに、都道府県労働局長は、管理3イと決定された場合は、事業者に対して、常時粉じん作業に従事する労働者を、粉じん作業以外の作業に転換させるように作業転換の勧奨ができることになっています。

管理3ロと決定された場合は、都道府県労働局長は、地方じん肺診査医の意見により、事業者に対して粉じん作業以外の作業に転換するよう、作業転換の指示ができることになっています。

これらのことを図にして整理したのが、図4です。

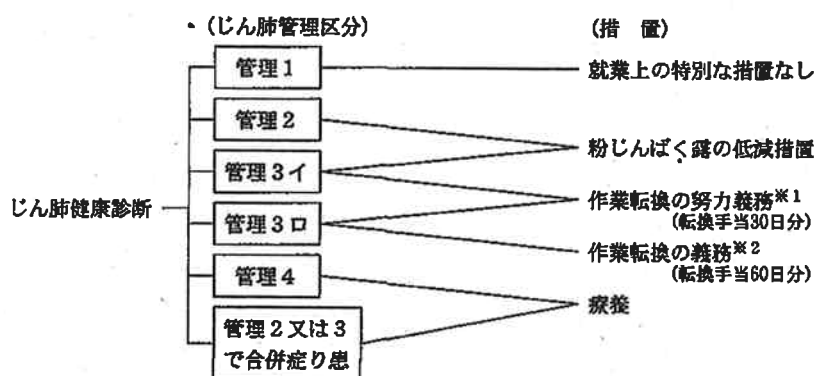


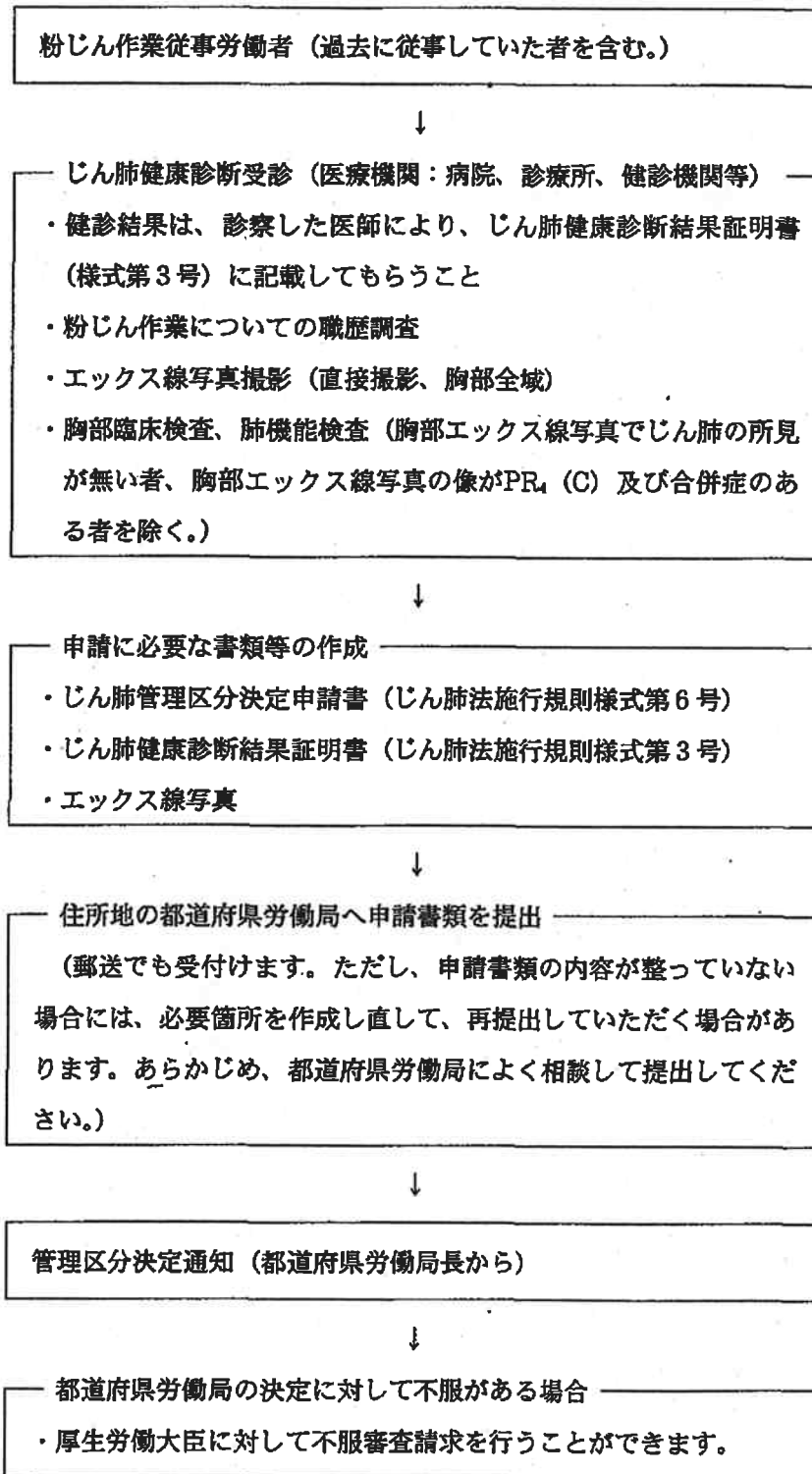
図4 じん肺管理区分に基づく就業上の措置

※1 都道府県労働局長からの勧奨を受けた場合

※2 都道府県労働局長からの指示を受けた場合

資料 1

(1) じん肺管理区分決定申請（随時申請）の流れ



※）療養が必要な場合は、労働基準監督署に労災保険の給付申請を行います。

(2) じん肺管理区分決定申請及び健康管理手帳交付申請の手続等一覧

じん肺管理区分決定申請、健康管理手帳交付申請及び労災保険の請求について、申請を行うことが出来る対象者、手続を行う窓口、必要とされる提出書類の概要については、下表のとおりです。

なお、申請に当たっては、下表の「手続の窓口」に対し、必要とされる書類、提出書類（様式）の入手法、書類の記入方法等について事前に相談されることをお勧めします。

申 請	対 象 者	手 続 の 窓 口	提 出 書 類
じん肺管理区分決定申請	粉じん作業に従事した又は従事している者	所轄の都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課*	1 じん肺管理区分決定申請書 (じん肺法施行規則様式第6号) 2 エックス線写真 3 じん肺健康診断結果証明書 (じん肺法施行規則様式第3号)
	じん肺管理区分決定通知を受け、その決定内容に不服のある者	じん肺管理区分の決定通知を発出した都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課	1 審査請求書 2 当該決定に係るエックス線写真 3 じん肺健康診断結果証明書 4 再検査命令で提出した物件
健康管理手帳交付申請	じん肺管理区分が管理2又は管理3（イ又はロ）の者	離職の際には、事業場を管轄する都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は安全衛生課（離職後は住所を管轄する都道府県労働局）	1 健康管理手帳交付申請書 (労働安全衛生規則様式第7号) 2 じん肺管理区分決定通知書（管理2又は管理3（イ又はロ）の写し
労災保険の請求	じん肺管理区分が管理4又は管理2、管理3イ及び管理3ロで合併症にかかっている者	最終事業場を管轄する労働基準監督署	1 療養補償給付 (1) 療養補償給付たる療養の給付請求書 (様式第5号) (2) 療養補償給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)) 2 休業補償給付 休業補償給付支給請求書（様式第8号） 3 障害補償給付 障害補償給付支給請求書（様式第10号） 4 傷病補償年金 5 介護補償給付 介護補償給付請求書 (様式第16号の2の2)

*事業所の所在地を管轄する都道府県労働局を原則とするが、離職されている方については住所を管轄する都道府県労働局

資料2

＜じん肺健康診断について＞

・ じん肺健康診断の内容は、次のようになっています。

- ① 粉じん作業の職歴の調査
- ② 胸部エックス線直接撮影
- ③ 胸部臨床検査
- ④ 肺機能検査
- ⑤ 結核精密検査その他合併症に関する検査

①の粉じん作業歴の調査は、じん肺を診断するために最も基礎となる事項ですから、過去の職歴について、できるだけ詳しく記載しなければなりません。

②の胸部エックス線直接撮影の検査は全員に行い、エックス線写真の像を次のように分類します。

型	エックス線写真の像
第1型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第2型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第3型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第4型	大陰影があると認められるもの

これらの数字は、大きい方がじん肺の病変が進んでいることを表しています。

この検査の結果、じん肺の所見が認められた場合（エックス線写真の像が第1型以上の場合）には③、④の検査を行います。

③の胸部臨床検査は、問診で過去にかかったことのある病気や、自覚症状などをお聞きして、その後に診察を行います。（エックス線写真の像がPR₁（C）及び合併症のある者を除く。）

④の肺機能検査は次のような方法で行います。

イ スパイロメトリー検査：肺活量を調べる－出来るだけ空気を吸い込んだ状態からゆっくり出来るだけたくさん空気を吐き出した場合どれ位空気を吐けるかを調べる検査です。この検査の結果得られた肺活量を同年齢の肺活量基準値と比較してパーセント肺活量を計算します。

次に、出来るだけ空気を吸い込んだところから空気をできるだけ早く吐き出す検査を行います。この検査により、気管・気管支の閉塞の有無がわかります。このとき、「最初の1秒間に吐き出した空気」の「吐きだした空気全体」に対する割合を1秒率と呼んでいます。先に述べたように、気道系に病気があったり、気管支が細くなっているときは、1秒率が小さい値をとります。

ロ フローボリューム曲線検査：努力性肺活量の25%における最大呼出速度（ $\dot{V}_{25}$ ）を調べます。

ハ 血液ガスの分析—自覚症状が呼吸困難度3度以上ある人と、じん肺のエックス線写真の像が第3型【PR3】と第4型の一部【PR4（A、B）】の人等は、腕（又は大腿）の動脈から血液を採取し、動脈血中の酸素分圧と二酸化炭素分圧を測定します。この検査で動脈血中に酸素や、二酸化炭素がどれくらい溶け込んでいるかがわかります。そして、この結果から求められた数値を診察した医師が総合的に判断して、「じん肺による著しい肺機能障害」の有無を決定します。動脈血の採血にあたっては楽な姿勢で安定した状態に保つ必要があります。

これらの肺機能検査の結果、肺機能障害の有無、程度を判断し、次のように区分します。

F（－） じん肺による肺機能障害が認められないもの。

F（＋） じん肺による肺機能障害があるが、F（ $\pm$ ）には達しないものと認められるもの。

F（ $\pm$ ） じん肺による著しい肺機能障害があると認められるもの。

⑤の結核精密検査その他合併症に関する検査は、②の胸部臨床検査の結果、結核その他の合併症にかかっている疑いのある場合に、必要な検査が行われます。

資料3

＜じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係＞

じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係は次のようになっています。

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管 理 1		じん肺の所見がないと認められるもの
管 理 2		エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管 理 3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第3型または第4型（大陰影の大きさが一侧の肺野の、3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管 理 4		1 エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一侧の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの 2 エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型（大陰影の大きさが一侧の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

なお、健康診断を実施した医師の診断と、地方じん肺診査医の審査に基づいた都道府県労働局長の管理区分決定結果とは異なることもあります。

じん肺管理区分結果通知書には、備考欄に次の事項が記載されていますのでご自分のじん肺の状態がわかります。

PR ₀	じん肺の所見がない。
PR ₁	エックス線写真の像が第1型である。
PR ₂	エックス線写真の像が第2型である。
PR ₃	エックス線写真の像が第3型である。
PR ₄ (A、B)	エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一侧の肺野の3分の1以下のもの）である。
PR ₄ (C)	エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一侧の肺野の3分の1を超えるもの）である。
F (－)	じん肺による肺機能障害がない。
F (＋)	じん肺による肺機能障害がある。
F (H)	じん肺による著しい肺機能障害がある。

資料 4

<じん肺の合併症>

じん肺になると、肺の働きが低下するだけでなく、じん肺の進行に伴いさまざまな疾病を合併することがあります。じん肺と特に関係の深い合併症として、法令で認められているのは次の6つの疾病です。

イ 肺結核

肺結核は、結核菌が肺に入りこんでおこる病気ですが、じん肺の所見を有している人はそうでない人とを較べると、じん肺の所見を有している人の方が肺結核にかかりやすいといわれています。また、じん肺が進行した人では、治療効果が出にくいともいわれています。

ロ 結核性胸膜炎

結核性胸膜炎は、肺を包んでいる胸膜が結核菌におかされて、炎症を起こす病気です。

ハ 続発性気管支炎

続発性気管支炎は、じん肺による気管支の慢性炎症性変化に加えて、細菌の感染により、1年のうち3か月以上毎日のようにせきをし、膿性のたんがでる場合をいいます。

ニ 続発性気管支拡張症

続発性気管支拡張症は、気管支が拡張した状態に感染が重なったために、多量のせき、膿性のたんが出たり、場合によっては血たんが見られる病気です。

ホ 続発性気胸

続発性気胸は、肺の組織が破れて空気が胸腔（肺の外で、肋骨や横隔膜による胸壁の内側）の中へもれ肺が縮んだ状態をいいます。突然の胸の痛みや呼吸困難になって気がつきます。じん肺の所見を有する人は気胸になる頻度が高いといわれています。

ヘ 原発性肺がん

原発性肺がんとは、肺、気管、気管支の上皮細胞から発生する悪性腫瘍のことです。原発性肺がんの症状は、咳や痰などですが、初期には、多くの場合症状がなく、胸部レントゲン写真やCT写真で、初めて発見される場合があります。

* 上皮細胞：肺、気管、気管支の表面を覆っている細胞

このほかじん肺法による合併症以外に石綿肺における中皮腫は業務上疾病として認められています。